

傍 聴 用

令和8年1月23日

安曇野市教育委員会

令和8年1月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 8 年 1 月 23 日提出	(課長)上條貴芳 (担当) 高橋満

件名	安曇野市学校管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則を改正するもの。
要旨	職務内容等を改正するもの
説明	<p>1 概要 例規見直しに伴い、職務内容等に学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）と齟齬があったため、これを是正するもの。</p> <p>2 改正内容 （1）職務内容等を学校教育法施行規則にあわせるもの （2）その他字句を修正するもの</p> <p>3 施行期日 公布の日</p> <p style="text-align: right;">（以 上）</p>

○安曇野市学校管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第13号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第7章 施設及び設備等（第21条—第25条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき安曇野市立小・中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>（休業日と授業日の振替）</p> <p>第4条 校長は、学校運営上必要があると認めたときは、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。ただし、休業日に運動会、文化祭等恒例の学校行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>（教育課程の承認）</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次に掲げる事項について、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（出席停止）</p> <p>第8条 法第35条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）の規定による児童又は生徒の出席停止の命令は、校長の意見書に基づき、その保護者に対して教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項に定める意見書に基づき出席停止を命ずるときは、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止は、校長が行うものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>（教材の承認等）</p>	<p>目次</p> <p>第7章 施設・設備（第21条—第25条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定により安曇野市立小・中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めるものとする。</p> <p>（休業日と授業日の振替）</p> <p>第4条 校長は、学校運営上必要があると認めたときは、授業日を休業日とし、又は休業日を授業日とすることができる。ただし、運動会、文化祭等恒例の学校行事を行う場合は、あらかじめ教育委員会に届け出るものとする。</p> <p>（教育課程の承認）</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（出席停止）</p> <p>第8条 法第35条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）の規定による児童又は生徒の出席停止の命令は、校長の意見書に基づき、その保護者に対して教育委員会が行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項に定める意見書に基づき出席停止を命ずる場合は、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止は、校長が行う。</p> <p>5（略）</p> <p>（教材の承認等）</p>

改正後	改正前
<p>第11条 (略)</p> <p>2 校長は、学校において次に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する<u>副読本その他</u>これに類する図書</p> <p>(3) (略)</p> <p>(主任等)</p> <p>第13条 学校に別表第1の左欄に掲げる主任等を置き、同表の中欄に掲げる職員をもつて充て、校長の監督を受けて、同表右欄に掲げる職務を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>2 <u>前項</u>に規定する主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第14条 学校に<u>前条第1項</u>に規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(校務の分掌)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 校長は、校務の分掌を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(職員会議)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の職員会議の<u>運営に関し</u>必要な事項は、校長が定める<u>ものとする</u>。</p> <p>第7章 施設及び設備等</p> <p>(施設及び設備の管理等)</p> <p>第21条 校長は、学校の施設及び設備(以下「施設等」という。)の管理を統括し、その整備に努め、かつ、その現有状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 校長は、施設等を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、<u>異例又は長期にわたる利用については、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。</u></p>	<p>第11条 (略)</p> <p>2 校長は、学校において次に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する<u>副読本又は</u>これに類する図書</p> <p>(3) (略)</p> <p>(主任等)</p> <p>第13条 学校に別表第1の左欄に掲げる主任等を置き、同表の中欄に掲げる職員をもつて充て、校長の監督を受けて、同表右欄に掲げる職務を行う。</p> <p>2 第1項に規定する主任等は、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>第14条 学校に前条に規定する主任等のほか、必要に応じ校務を分担する主任を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(校務の分掌)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 校長は、<u>前項及びこの規則に規定する</u>校務の分掌を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(職員会議)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の職員会議に<u>関し</u>必要な事項は、校長が定める。</p> <p>第7章 施設・設備</p> <p>(施設・設備の管理)</p> <p>第21条 校長は、学校の施設・設備の管理を統括し、その整備に努め、かつ、その現有状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 <u>職員は、校長の定めるところにより、施設及び設備の管理を分担しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3 校長は、施設等の管理に関し必要な事項を定めなければならない。</u></p> <p>(施設等の亡失又は損傷) 第22条 校長は、<u>施設等</u>が、亡失し、又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(防災及び警備等) 第23条 校長は、<u>年度開始後、直ちに</u>学校の防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>(職員の責務)</u> 第24条 <u>職員は、第21条及び前条の規定により校長が定めるところに従い、施設等の管理並びに学校の防災及び警備の任務を分担しなければならない。</u></p> <p>(日直) 第25条 (略) 2 前項の規定により、日直を命ぜられた職員は、<u>同項</u>に規定する時間又は日において、施設及び設備の管理、文書の收受、緊急用務の処理等の任務に当たらなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故の報告) 第27条 校長は、重大な学校事故が発生したときは、<u>直ちに</u>その状況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(補則) 第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p>	<p>(施設及び設備の亡失・損傷) 第22条 校長は、<u>学校の施設及び設備</u>が、亡失し、又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(防災及び警備等) 第23条 校長は、<u>毎年度の初めにおいて、</u>学校の防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>職員は、校長の定めるところにより、学校の警備及び防災の任務を分担しなければならない。</u></p> <p><u>(施設及び設備の利用)</u> 第24条 校長は、<u>学校の施設及び設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。ただし、異例又は長期にわたる利用については、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。</u></p> <p>(日直) 第25条 (略) 2 前項の規定により、日直を命ぜられた職員は、<u>前項</u>に規定する時間又は日において、施設及び設備の管理、文書の收受、緊急用務の処理等の任務に当たらなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事故の報告) 第27条 校長は、重大な学校事故が発生したときは、<u>速やかに</u>その状況を教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(補則) 第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長が</u>定める。</p>

改正後		改正前	
別表第1 (第13条関係)			
左欄	中欄	右欄	
教務主任	教諭	教育計画の立案、 <u>その他の教務に関する事項の連絡調整並びに指導及び助言</u> に当たる職務	教育計画の立案、 <u>その他の教務に関する事項の連絡調整及び指導、助言</u> に当たる職務
学年主任	<u>同上</u>	当該学年の教育活動に関する事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	当該学年の教育活動に関する事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
保健主事	教諭又は養護教諭	学校における保健に関する事項の管理に当たる職務	学校における保健に関する事項の管理に当たる職務
事務主任	事務職員	<u>事務に関する事項の連絡調整並びに指導及び助言</u> に当たる職務	<u>事務をつかさどる職務</u>
別表第2 (第15条関係)			
左欄	中欄	右欄	
生徒指導主事	教諭	生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
進路指導主事	<u>同上</u>	生徒の職業選択の <u>指導</u> 、 <u>その他の進路の指導</u> に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	生徒の職業選択の <u>指導</u> 、 <u>その他の進路の指導</u> に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
別表第1 (第13条関係)			
左欄	中欄	右欄	
教務主任	教諭	教育計画の立案、 <u>その他の教務に関する事項の連絡調整並びに指導及び助言</u> に当たる職務	教育計画の立案、 <u>その他の教務に関する事項の連絡調整及び指導、助言</u> に当たる職務
学年主任	<u>同上</u>	当該学年の教育活動に関する事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	当該学年の教育活動に関する事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
保健主事	教諭又は養護教諭	学校における保健に関する事項の管理に当たる職務	学校における保健に関する事項の管理に当たる職務
事務主任	事務職員	<u>事務に関する事項の連絡調整並びに指導及び助言</u> に当たる職務	<u>事務をつかさどる職務</u>
別表第2 (第15条関係)			
左欄	中欄	右欄	
生徒指導主事	教諭	生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
進路指導主事	<u>同上</u>	生徒の職業選択の <u>指導</u> 、 <u>その他の進路の指導</u> に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>並びに指導及び助言</u> に当たる職務	生徒の職業選択の <u>指導</u> 、 <u>その他の進路の指導</u> に関する事項をつかさどり、当該事項の連絡調整 <u>及び指導、助言</u> に当たる職務
別表第2 (第15条関係)			
左欄	中欄	右欄	
講師	教員又は資格のある職員	<u>教育を行う職務</u>	教育を行う <u>職員</u>
(略)			

改正後			改正前		
<u>学校行務員</u>	<u>教員、事務職員</u> 又は学校栄養職 員以外の職員	一般業務及び校舎内外の管理	<u>学校用務員</u>	<u>教員・事務職員</u> 又は学校栄養職 員以外の職員	一般業務及び校舎内外の管理
(略)			(略)		

議案第2号から第4号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

議案第5号	教育部 各課
令和8年1月23日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課			生涯学習課		1件	文化課	1件	3件	子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援																
学校教育課																		
生涯学習課		1件																
文化課	1件	3件																
子ども家庭支援課		1件																
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>																		

申請書等は、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人情報等に該当するため、非公開とします。

【生涯学習課】

■第21回定期演奏会

主催：吹奏楽団「幻」

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
吹奏楽団「幻」 代表 鳥羽 建治	音楽の楽しさを感じて もらうことで、生涯学習 の推進につながる為。	12月19日	令和8年3月15日(日)	安曇野市豊科公民館ホー ル	練習の成果の披露。 吹奏楽演奏を直に見て聞いて、音楽の楽しさ を感じてもらおう。	定期演奏会 入場無料	-	-	-	基準第3号 第2項により 可

【文化課】

■ 2026 信濃楽友会「メサイア」演奏会

主催：信濃楽友会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
信濃楽友会 代表 赤羽 健次	芸術文化の振興に資するため。	1月5日	令和8年7月5日(日)	キッセイ文化ホール 大ホール(長野県松本文化会館)	クラシック音楽の演奏会により、長野県の芸術文化の振興を目指します。	ハンデル「メサイア」を、プロの指揮者とソリスト、アマチュアのオーケストラと合唱団が共にステージに立ち演奏します。	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ 2026年憲法記念日 演劇のつどい(仮)

主催：平和憲法を活かす安曇野の会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
平和憲法を活かす安曇野の会 代表 松澤 好哲	広く市民に平和の尊さについて考える機会とし、演劇の上演により市の文化振興に資するため。	1月6日	令和8年5月9日(土)	穂高交流学習センターホール い、多目的交流ホール	2025年に戦後80年を記念して実施した平和事業を継続し、市民の平和への意識を深めるため、憲法記念日にちなみ、核の脅威を再認識する機会とする。併せて、高校生の演劇活動支援を目的とする。	長野県松本県ケ丘高等学校演劇部「お前に自転車乗り方を〜チエルフノブイリ1986」の上演	-	-	-	基準第3条第2項により可

■「松本発、こだわりのバイオリン」井筒信一誕生90年と70年の職人としての偉業を讃えて

主権：長野朝日放送・井上アイシテイ21

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
長野朝日放送株式会社 代表取締役社長 岩田 淳	後援をいただくことでイベントの信頼性が高まり、より多くの地域住民(特に子どもたちやその家族)に安心して来場いただけることを、地域の文化振興に資するため。	1月9日	令和8年4月18日(土)～ 5月17日(日)	井上アイシテイ21	絵本作家 柴田ケイコ氏の人気絵本シリーズ「パンどろぼう」の世界観を通じて、子どもから大人まで幅広い世代が親しみやすく、読書や芸術への関心を高める。また、家族で楽しめるイベントとして、地域の賑わい創出および文化振興に寄与することを目的とする。	絵本シリーズ「パンどろぼう」の原画作品・ラフスケッチ展示およびフォトスポット等	-	-	-	基準第3条 第2項により 可

■「松本発、こだわりのバイオリン」井筒信一誕生90年と70年の職人としての偉業を讃えて

主権：「松本発、こだわりのバイオリン」実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
「松本発、こだわりのバイオリン」実行委員会 委員長 大内 二 岩夫	松本を中心に大糸線沿線の主要都市と連携して町おこしと文化交流のため。	1月9日	令和8年6月28日(日)	松本市音楽文化ホール	事業は松本市中山に住むバイオリン職人井筒信一氏の90歳の誕生日を祝い70年にわたるバイオリン職人としての偉業を讃える音楽イベントです。京都として音楽を学ぶ音るのみならず楽器を作るといふ風土もあることを認識し、それを支える人が集まってくることで、松本や安曇野の町おこしの一つになると共に、幅の広い音楽の町になることを目指します。	バイオリン職人・井筒信一の歩みを 読んで、記念コンサートを開催する。	-	-	-	基準第3条 第2項により 可

【子ども家庭支援課】

■ふれあいどうぶつ園inアイシティ21

主催：信越放送株式会社、株式会社井上

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
信越放送株式会社 渡辺 雅義	子どもたちが共生の心を育む場を提供することで地域の次世代育成に貢献いたします。	12月23日	令和8年3月14日(土)～ 4月5日(日)	井上アイシティ21 3階山形ウェルシアホール	百貨店という身近な空間で子どもたちが命の温もりに触れ共生の心を育む。	ウサギやチンチラなどの小動物からアクロウ、爬虫類、ミニチュアホースまで幅広い生き物15種類を展示しつつエサやりやふれあい体験の提供。	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第1号	教育部 学校教育課
令和8年1月23日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 高橋満

タイトル	私立高等学校に対する公費助成に係る陳情について
要旨	中信地区私学助成推進協議会から、市議会に対して私立高校に対する公費助成に係る陳情書が提出された。これが採択され教育長宛に送付されたため、報告するもの。
説明	<p>1 陳情者 中信地区私学助成推進協議会</p> <p>2 陳情書の要旨</p> <p>(1) 私立高等学校への経常費補助金(一校一律及び生徒数割)、教育条件改善のための教育施設・機器補助の継続及び増額を行っていただきたい。</p> <p>(2) 私立高等学校の募集・広報活動に対する支援・協力を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>



7 議会第 1013 号
令和 7 年 12 月 26 日



安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市議会議員 増田 望三郎



陳情の送付について

令和 7 年安曇野市議会 12 月定例会（12 月 19 日）において採択した陳情について、
下記のとおり送付します。

記

- 1 陳情件名
私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書
- 2 送付書類
 - ・ 陳情書 (写し)
 - ・ 委員会審査報告書 (該当部分の写し)

安曇野市議会事務局
事務局次長 山口 / 担当 兼井
TEL 0263-71-2156 (内線 3412)



2025年11月17日

安曇野市議会議長
増田 望三郎 様

中信地区私学助成推進協議会
会長 保木 大典
事務局 松本秀峰中等教育学校
松本市埋橋 2-1-1
TEL 0263-31-8311
FAX 0263-31-8333



私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書

謹啓 貴職におかれましては、日頃より私立高等学校振興のために格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。また、私学助成につきましてもご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中信地区私学助成推進協議会（松本秀峰中等教育学校・エクセラン高等学校・松本第一高等学校・東京都市大塩尻高等学校・信濃むつみ高等学校・松本国際高等学校・松商学園高等学校で構成）では、中信地区の私立高等学校への助成に関する運動に取り組んでおります。

私学はそれぞれ独自の建学の精神に基づき、生徒の個性を育み、学習・文化活動、スポーツ、地域貢献等に大きな成果を上げてまいりました。平成26年度以降、就学支援金の拡充など公的支援が充実し、県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進んだことは市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし、まだ金額・助成対象が十分とは言えず、いまだ多くの保護者は公立と私立では依然として学費総額の差は大きいと感じています。また、昨今の諸物価の高騰に対し、ようやく給与の改善が見られ始めましたが、多くの世帯ではそれに見合う賃金の上昇が見込めず、保護者の学費負担は深刻な状況が続いております。

このような状況下、私学助成の主体である国・県からの補助金増額の前進はみられるものの、子どもたちが特色ある教育活動を求めて通う学校には、施設の整備・拡充等の教育環境の改善が求められており、特に私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。また、この傾向は生徒急減期にあつて一層強まっており、私たち保護者を含め、私立学校の自助努力だけでは対応しきれないのが現状です。また、公私間格差から来る、生徒募集の条件の差はいまだに埋め切れておりません。

安曇野市におかれましては日頃の支援に対し、厚く感謝申し上げます。

今年度は安曇野市から中信地区私学7校へ543名の生徒さんをお預かりしています。それぞれ自分の夢の実現に向けて学習をはじめ、部活動、生徒会活動等に励んでおります。

貴市の財政状況は引き続き厳しいところとは存じますが、公教育の一翼を担う私学振興のために、更に一層のご理解とご支援を賜りたく、下記のとおり陳情申し上げます。

敬白

記

- 1 私立高等学校への経常費補助金（一校一律及び生徒数割）、および教育条件改善のために私立高等学校への教育施設・機器補助を、継続並びに増額を行ってください。
- 2 私立学校の募集・広報活動に対して支援・協力を行ってください。

以上

中信地区私学助成推進協議会について

設立趣意

中信地区の各市町村に私学助成を要請する活動は、学校経営者による松本市への陳情活動によって始まった。その後昭和52年より、中信地区私立高校5校の教職員で組織する『私学助成要求中信地区連絡会議』（昭和60年『中信地区私学助成をすすめる会』と改称）による各市町村への請願署名活動も行われるようになってきた。PTAは私学助成活動の重要性を理解し、学校経営者と教職員それぞれの活動に対し協力を行ってきた。

これらの活動の結果は、各市町村により助成方法の違いはあるものの、全国でも例のない中信地区全ての市町村で何らかの私学助成制度が確立されるに至った。

しかし、当時の私学助成額は十分とはいえず、増額が望まれていたが補助金抑制の動きのなかで私学助成も伸び悩んでいた。更に1991(平成3)年から始まる生徒急減期に向け、より一層の私学助成充実が必要とされていた。

それまで学校経営者と教職員それぞれの立場で私学助成活動を進めてきたが、市町村議会や行政側から、学校経営者と教職員が別々に行っている私学助成活動を一本化してほしいという要望と、「中信地区私学7校関係者が一丸となつての活動こそが必要である」という考えに基づき、学校経営者と教職員がそれぞれPTAの協力を得て行ってきた活動を一本化し、より強力な私学助成活動にしていきたいと『中信地区私学助成推進協議会』を発足し現在に至っている。

会の目的

中信地区私立高校への私学助成の充実を要請する署名活動またはPR活動により、各市町村への請願陳情を行う。

組織の構成と運営

- 1 中信地区の私立高校理事者・管理者、保護者、教職員で構成する。
- 2 代表者会議を置き、活動内容・予算・決算等を決定し監査結果の報告を受ける。
- 3 代表者会議は、各校3名（理事者・管理者、保護者、教職員代表）、事務局校は4名、計22名があたる。
- 4 連絡会議を置き代表者会議へ活動の提言をする。連絡会議は、各校の代表者1名以上で構成する。オブザーバーの参加も可能である。
- 5 事務局校を置き各校輪番制とする。事務局は、記録・会計を含む事務処理を行う。
- 6 監事は、代表者会議構成員とは別の2名があたる。会計及び活動内容を監査し、代表者会議へ報告する。

(1) 構成

会 長	—————	事務局校のPTA会長
副 会 長	—————	次年度事務局校のPTA会長
〃	—————	事務局校の校長
〃	—————	事務局校の教職
運 営 委 員	—————	会長・副会長校を除く5校のPTA会長
〃	—————	会長校を除く6校の校長
〃	—————	事務局長・次長校を除く5校の教職員
事 務 局 長	—————	事務局校の教職員
事 務 局 次 長	—————	次年度事務局校の教職員
事 務 局	—————	事務局校の教職員
		(注)事務局の員数は事務局に任せる。
監 事	—————	前年度事務局校の事務長
〃	—————	〃 教職員

(2) 事務局校の輪番制

松本秀峰 (2025年度)
↓
エクセラシ (2026年度)
↓
松本第一 (2027年度)
↓
都市大塩尻 (2028年度)
↓
信濃むつみ (2029年度)
↓
松本国際 (2030年度)
↓
松商学園 (2031年度)

活動内容

4月～5月	・・・	活動の準備
7月～	・・・	PRチラシ作成、陳情活動準備
8月～10月	・・・	各市町村への陳情活動
11月～ 2月	・・・	活動整理・「私学助成だより」発行

運営費用

各校の保護者より、年会費1人200円を徴収し、これを運営費にあてる。

2025 年度中信地区私学助成推進協議会役員

役 職	氏 名	所 属
会 長	保木 大典	(松本秀峰) 事務局校PST会長
副 会 長	唐澤 英一	(エクセラン) 次年度事務局校のPTA会長
副 会 長	Brett Maxwell	(松本秀峰) 事務局校の校長
副 会 長	野口 喬	(松本秀峰) 事務局校の教職員
運営委員	遠藤 恵美	(松本第一) 会長・副会長校除く5校のPTA会長
運営委員	唐澤 嘉男	(都市大塩尻) 会長・副会長校除く5校のPTA会長
運営委員	本郷 晴香	(信濃むつみ) 会長・副会長校除く5校の保護者会長
運営委員	高橋 育子	(松本国際) 会長・副会長校除く5校のPTA会長
運営委員	乾 芳武	(松商学園) 会長・副会長校除く5校のPTA会長
運営委員	西沢 宏	(エクセラン) 会長校を除く6校の校長
運営委員	塩野 英雄	(松本第一) //
運営委員	阪本 勝利	(都市大塩尻) //
運営委員	水野 尚哉	(信濃むつみ) //
運営委員	小西 信久	(松本国際) //
運営委員	長野 雅弘	(松商学園) //
運営委員	夏目 陽介	(松本第一) 事務局校・次校を除く5校の教職員
運営委員	大澤 栄子	(松本第一) //
運営委員	志尾本拓人	(松本第一) //
運営委員	津金 謙太	(松本第一) //
運営委員	出澤 健二	(都市大塩尻) //
運営委員	和田口丈樹	(都市大塩尻) //
運営委員	鷺沢 允一	(信濃むつみ) //
運営委員	由上優太郎	(信濃むつみ) //
運営委員	宮尾 直希	(松本国際) //
運営委員	板花 淳志	(松本国際) //
運営委員	岩下 益夫	(松本国際) //
運営委員	山後 航平	(松商学園) //
運営委員	鈴木 達三	(松商学園) //
運営委員	横山 満	(松商学園) //
事務局長	野口 喬	(松本秀峰) 事務局校の教職員
事務局次長	宮澤和加子	(エクセラン) 次年度事務局校の教職員
事務局次長	兵藤 映子	(エクセラン) //
事務局次長	高田 和	(エクセラン) //
事務局次長	金山 紗也	(エクセラン) //
事務局次長	片庭 美咲	(松本秀峰) 事務局校の事務長
事務局	山村 右近	(松本秀峰) 事務局校の教職員
事務局	長島 陸也	(松本秀峰) //
事務局	矢島 早希	(松本秀峰) //
監 事	西澤 芳浩	(松商学園) 前年度事務局校の事務長
監 事	塩原 千史	(松商学園) 前年度事務局校の事務

福祉教育委員会審査報告（抜粋）

陳情第 8 号	診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書
陳情第 11 号	私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書
審査結果	以上の陳情については、陳情者の願意について、特に、異議はなく、全員が妥当と認め、「採択すべきもの」と、決定いたしました。

報告第2号	教育部 学校教育課
令和8年1月23日提出	(課長)上條貴芳 (担当)山口隆志

タイトル	全国学力・学習状況調査に関する要請について
要旨	長野県教職員組合から、全国学力・学習状況調査に関する要請書が提出されたもの。
説明	<p>要請の内容は以下の通りである。</p> <p>1 2026年度調査について 地域・学校の序列化、過度な競争につながらないように十分に配慮すること。とりわけ、調査結果の公表については、学校別の数値による公表を行わないこと。</p> <p>2 事前対策について 文科省通知(22年)の趣旨を生かし、調査の点数向上を目的とした宿題や補習の強化、教育課程を変更しての事前練習等が行われないうに指導すること</p> <p>3 自治体独自の学力調査について 子ども・学校現場への負担の観点から、あり方の見直しや方法・内容等の精選を行うこと。</p> <p>4 今後の調査のあり方、活用について (1)過度な学校間競争をこれ以上助長させないようにするため、悉皆による調査の廃止・抜本的見直しを国に求めること。 (2)教育環境の整備や教職員増などの教育条件整備につながる調査となるよう、国に働きかけること。 (3)CBT 化により学校外でも実施可能とすることは、新たな対応も必要となることから、その実施については慎重に行うように国に求めること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※CBT 化(Computer Based Testing) コンピュータを使って実施される試験。今年度、中学校の理科は CBT で実施された。来年度は中学校の英語で実施される。令和9年度には小中学校全教科で CBT 化される予定になっている。</p> </div> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

2025年12月17日

安曇野市教育委員会
教育長 様

長野県教職員組合
執行委員長 相場 瑞樹



全国学力・学習状況調査に関する要請書

日頃より教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、文科省は2025年12月5日、2026年度全国学力・学習状況調査の実施について通知文と実施要領、調査への参加及び協力についての照会文書を発出しました。文科省は、調査の目的として、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ことをあげ、実施要領には「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」と明記されています。

結果公表に関しては全国知事会から改善が必要という意見も出され、2025年度より公表を分散するなど変更が行われました。また、「序列化や過度な競争が生じないようにする」とした文科省通知(2022年7月)もあります。しかし、都道府県・政令市別の平均値との比較に特化した報道が行われ、学校と子ども・教職員が競争圧力にさらされている現状があります。

このような、過度に競争的な教育環境は国連子どもの権利委員会からも再三勧告を受けています。競争と過密な教育課程が子どもたちにストレスを与えている現状をふまえ、現行の悉皆による学力調査事業の廃止を含めた抜本的見直しが必要です。

つきましては、全国学力・学習状況調査に関して、以下のことを要請いたします。

記

1. 2026年度調査について

地域・学校の序列化、過度の競争につながらないように十分に配慮すること。とりわけ、調査結果の公表については、学校別の数値による公表を行わないこと。

2. 事前対策について

文科省通知(22年)の趣旨を生かし、調査の点数向上を目的とした宿題や補習の強化、教育課程を変更しての事前練習等が行われないよう指導すること。

3. 自治体独自の学力調査について

子ども・学校現場への負担の観点から、あり方の見直しや方法・内容等の精選を行うこと。

4. 今後の調査のあり方、活用について

- (1) 過度の学校間競争をこれ以上助長させないようにするために、悉皆による調査の廃止・抜本的見直しを国に求めること。
- (2) 教育環境の整備や教職員増などの教育条件整備につながる調査となるよう、国に働きかけること。
- (3) CBT化により学校外でも実施可能とすることは、新たな対応も必要となることから、その実施については慎重に行うよう国に求めること。

以上

報告第3号	教育部 各課
令和8年1月23日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	
	学校教育課	1件	
	生涯学習課	1件	
	文化課	3件	
	子ども家庭支援課	2件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>（2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>（3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>（1）国又は地方公共団体</p> <p>（2）学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>（1）行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>（2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>（3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>（4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>（5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>（6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>（1）前条第1項に規定する行事</p> <p>（2）過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	専決理由	所管
1	第41回長野県中学校バレーボール選抜優勝大会	一般財団法人 長野県バレーボール協会	令和8年1月17日 (土)、18日(日)	過去承認	学
2	「全日本健康麻将選手権」長野大会	健康麻将サークル「縁ジョイ」	令和8年3月22日(日)	過去承認	生
3	安曇野屋敷林フォーラム2026	屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト	令和8年2月21日 (土)	過去承認	文
4	第29回松響ストリングス スプリングコンサート	松響ストリングス	令和8年4月5日 (日)	過去承認	文
5	市民天体観望会「皆既月食」	フォーマルハウト(大町エネルギー博物館友の会)	令和8年3月3日 (火)	過去承認	文
6	こども遊び・ママパパ 笑う遊 Viva 安曇野 !!Vol.2	ワチャワチャ	令和8年2月15日 (日)	過去承認 (R7)	子
7	それいけ!アンパンマン ミュージカル「まもれ!黄金の炎」	株式会社 テレビ信州	令和8年5月23日 (日)	過去承認	子

【学校教育課】

■第41回長野県中学校バレーボール選抜優勝大会

主催：一般財団法人 長野県バレーボール協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
長野県バレーボール協会 舟木 正也	中学生がさらに高い目標に向かって取り組みながら、さらなる人間性の向上を目指すことを願って開催します。本大会の教育理念と大会開催計画を安曇野市並びに安曇野市教育委員会にお伝えいただきたい。	12/11	令和8年1月17日 (土)、18日(日)	安曇野市、松本市 の会場	中体連の新人大会は地区大会までとなります。その上位大会(県大会)と位置付け、県バレーボール協会が主催する大会。	中学生のバレーボール大会		○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年12月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

【生涯学習課】

■「全日本健康麻将選手権」長野大会

主催：健康麻将サークル「縁ジョイ」

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
健康麻将サークル「縁ジョイ」代表 岡田 和彦	「健康マージャン」を生徒学習として捉え、市民がいきいきと暮らせる地域社会の実現を目指し男女・年齢を問わず、多世代にわたる地域交流及び社会教育の活性化を促進させるため。	12/12	令和8年3月22日 (日)	松南地区公民館 なんなんひろば	健全な頭脳スポーツとしての「健康マージャン」の普及。	全国大会の予選会。 上位8名が決勝大会へ進出 参加費:3,000円		○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年2月15日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

【文化課】

■安曇野屋敷林フォーラム2026

主催：屋敷林と歴史のまちなみプロジェクト

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
屋敷林と歴史のまちなみプロジェクト 代表 場々 洋介	後援を受けることで大勢の市民に周知し参加していただくことができ、このことにより屋敷林と景観を啓蒙し安曇野の文化の振興や保護に寄与するため。	12/24	令和8年2月21日(土)	徳高交流学習セン ター みらい	屋敷林の保全と景観育成に関する活動を行い、観光地ブランドを含めた安曇野ブランド全体の向上を図る。	屋敷林と景観に関するフォーラム。		○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年1月6日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第29回松響ストリングス スプリングコンサート

主催：松響ストリングス

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
松響ストリングス 代表 寺島 洋行	安曇野市をはじめ近隣市町村に在住の市民に向けて、クラシックの小編成なコンサートを提供する機会とすることにより、地域の音楽文化向上に寄与するため。	12/22	令和8年4月5日(日)	松本市音楽文化ホール メインホール	安曇野市をはじめ近隣市町村に在住の市民に向けて、クラシックの小編成なコンサートを提供する機会とすることにより、地域の音楽文化向上に寄与するため。	松本交響楽団弦楽奏者主催のクラシックコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年1月6日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■市民天体観望会「皆既月食」

主催：フオーマールハウト(大町エネルギー博物館友の会)

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
フオーマールハウト 代表 梅田 敏男	市内の会場で行う事業であり、天体について学ぶことで文化の振興に寄与するため、市民の皆さまに周知したい。	1/5	令和8年3月3日(火)	安曇野市美術館前	天体望遠鏡を用いて、月(皆既月食)、木星などを見ていただきます。また、冬の星座をご案内します。	天体観望会 天体教室	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年1月6日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

【子ども家庭支援課】

■こども遊び・ママパパ笑う遊Viva安曇野!!Vol.2

主催：ワチャワチャ

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
ワチャワチャ 代表 鶴巻 千恵子	子どもたちの健全育成のためにイベントを通じて子育て世帯の課題やニーズを見出し支援の場をつくりだしていくため。	12/22	令和8年2月15日(日)	掘金懸いの里うらら	ママパパ同士の交流や子どもと遊ぶ時間を提供することを目的としてイベントを開催します。	①ママパパと子どもが遊ぶ②ママパパの交流	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年12月25日		結果(○)		専決の理由(R7年度に過去承認あり)						

■それいけ！アンパンマン ミュージカル「まもれ！黄金の炎」				主催：株式会社 テレビ信州				種別（後援）			
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見	
株式会社テレビ信州 代表取締役 小野会俊介	安曇野市民含め多くの方にご来場 いただき子どもたちに夢と希望を与 え心を育むイベントとして広く周知 するため。	12/22	令和8年5月23日 (日)	キッセイ文化ホール	勇気、思いやりをテーマにしたミュージカルを未 就学児連れの親子に楽しんでいただく。	アニメのキャラクターによるミュージカル(1日2回 公演)	○	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条第1項第2 号により可	
専決日:令和8年1月6日				結果(○)				専決の理由(過去承認)			

報告第4号

令和7年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 教職員健康推進事業 ・1/18（日）カウンセリングルーム（市役所本庁舎） ・教職員健康診断 総ざらい実施中（2/6（金）まで）	1 教職員健康推進事業 ・3/15（日）カウンセリングルーム（市役所本庁舎）
就学時健診業務	1 来年度実施日程調整依頼 ・学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	1 来年度実施日程決定・通知
就学援助事務	1 就学援助費 ・1/28（水）修学旅行費支給（11月実施校） ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター） 2 特別支援教育就学奨励費 ・1/28（水）修学旅行費支給（11月実施校） ・後期支給に係る実費額、滞納等調査（学校、給食センター） 3 新入学児童生徒学用品費（事前支給）申請受付 ・1/5（月）～1/30（金）	1 就学援助費 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・共同調達への参加 2 ICT教育推進委員会 ・児童生徒の教育活動への生成AI導入に向けた、一部学校への試験的導入（豊科北中、堀金中、三郷中）	1 1人1台端末更新関係 ・共同調達プロポーザル（実施は県自治振興組合） 2 ICT教育推進委員会 ・1/30（金）生成AIを活用した学習活動の公開授業（豊科北中）、信州大学森下准教授による指導
コミュニティスクール事業	1 地域教育関係者連絡会 ・1/28（水）堀金地域	左記以外 地域学校協働本部連絡会 ・2/13（金）堀金地域 ・2/24（火）明科地域 ・2/25（水）三郷地域
学校安全支援事業	1 学校安全総合支援事業 ・実践報告書及び市町村教育委員会報告書を、県に提出	左記以外 第2回通学路交通安全部会 ・2/5（木）令和7年度通学路合同点検の結果報告
部活動の地域展開（地域移行）	1 各種会議の主催、参加等 ・12/20（土）中学校部活動の地域展開フォーラム（長野市） ・1/20（火）県・市町村総括コーディネーター会議 ・1/20（火）地方公共団体事業担当者向け事業説明会	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 5件 ・学校との情報共有 5校 2 教育支援センター活動状況 ・施設外学習 12/25（木）松本大学（教育学部生）との交流会 9名参加 ・出張教室（穂高会館） 木曜日開催 1/15、22（木）実施	左記以外の予定 ・民間施設運営者等との情報交換会 1/26（月） 2 教育支援センター活動予定 ・市内散策 1月下旬～2月上旬
キャリア教育		1 中学生キャリアフェスティバル ・キャリアフェスティバル冊子（ジョブハン）の作成 →完成次第、事業所まとの会計画 ・活動報告書の完成

2 学校給食課

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問（食育の推進） 2 有機食材等提供者との交流給食 1月15日（木） 堀金小学校	1 通年実施
学校給食費徴収事業	1 口座振替日（定期） 第9期分：2月2日（月）	1 滞納整理（1月下旬）
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 ・施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・施設及び職員の衛生管理 ・給食配送車両の整備 2 営業日程 3 学期給食提供開始日 1/7（水） 北部，南部 1/8（木） 堀金，中部	1 通年実施

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育事業	第3回社会教育委員の会議 ・2/27（金）午後1時30分～ 市役所会議室 301	
二十歳の集い実施事業	令和8年安曇野市二十歳の集い ・1/11（日）午後2時～ ANC アリーナ 参加：683名	二十歳の集い記念冊子を作成し、参加者等に送付
中央公民館事業	1 地区公民館建設補助金の拡充 ・LED化、エアコン設置を新たに補助対象とする「安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱」（案）の検討。 2 生涯学習リーダーバンク制度の改定 ・これまで個人に限っていた生涯学習リーダーバンクに、団体・サークルも合わせて登録できるようにするため、「安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱」全面改定の検討	左記1、2とも、令和7年度中の要綱改定、8年度施行を目指す。

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 豊科地域公民館ボッチャ大会 ・2/11（水・祝）午前9時～ 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館・豊科北中学校体育館 2 やさしく楽しいリコーダー講座（第9回） ・2/12（木）午前10時～ 豊科公民館大会議室 3 青春ドラマシアター2026 ・2/15（日）午前9時～ 豊科公民館ホール 4 第63回童謡祭り ・2/23（月・祝）午前9時30分～ 豊科公民館ホール	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 小学生スキー教室 小学校高学年初心者対象 ・1/24（土）午前6時～ エイブル白馬五竜いいもりゲレンデ 2 コオディネーショントレーニング② ・1/29（木）午前9時30分～ 穂高公民館講堂 3 コオディネーショントレーニング③ ・2/12（木）午前9時30分～ 穂高公民館講堂 4 早春レトロ音楽コンサート ・2/14（土）午後1時30分～ 穂高公民館講堂 5 初めての「和太鼓教室」①（全4回） ・2/21（土）午前10時～ 穂高公民館講堂 6 季節の寄せ植え教室④（最終） ・2/24（火）午後1時30分～ アルプガーデン 7 初めての「和太鼓教室」② ・2/28（土）午前10時～ 穂高公民館講堂	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 令和7年度三郷地域人権尊重作品展 ・1/14（水）～1/30（金） 三郷交流学習センター展示 ギャラリー 2 第2回三郷地域人権教育推進協議会 ・1/23（金）午後7時～ 三郷公民館講義室 3 けん玉チャレンジ⑦（閉講式） ・1/25（日）午後2時～ 三郷公民館講堂 4 三郷の宝教室② ・1/27（火）午後1時30分～ 三郷公民館講堂 5 みんなDEスポーツ ・1/29（木）午後7時～ 三郷文化公園体育館 6 ひまわりクラブ 節分会 ・1/30（金）午前10時～ 三郷公民館会議室 201 7 三郷地域冬季スポーツ大会 ・2/15（日）午前9時～ 三郷文化公園体育会 8 第2回三郷地域子ども会育成会連絡協議会 ・2/17（火）午後7時～ 三郷公民館会議室 102 9 若返り体操教室 ・2/18（水）、2/25（水）、3/4（水）、3/11（水） 午前10時～ 三郷公民館会議室 201 10 第2回三郷地域 地区公民館館長・主事会議 ・2/21（土）午後9時30分～ 三郷公民館講堂 11 第4回三郷地域学校協働本部連絡会 ・2/25（水）午前9時～ 三郷公民館講義室 12 ひまわりクラブ 閉講式 ・2/27（金）午前10時～ 三郷公民館会議室 201	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金公民館サポート会議 ・1/26（月）午後7時～ 堀金支所会議室 2 堀金冬期スポーツ大会 ・2/8（日）午前8時30分～ 堀金総合体育館 ※2/3（火）～2/6（金）各競技の練習及び講習会実施予定 3 “食楽”講座 食を楽しもう！（全5回） ・⑤2/14（土）午後5時～ 堀金公民館調理実習棟 4 子育てサークル講座 常念っ子（全11回） ・⑩2/18（水）午前9時30分～ 堀金公民館講堂 5 地区公民館役員会議（全4回） ・④2/20（金）午後7時～ 堀金公民館講堂 6 健康増進講座「血管を元気に！輝く明日へ！」 ・2/27（金）午前10時～ 堀金公民館会議室 1	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 健康麻雀教室 ・1/20（火）午後1時～ 明科公民館講義室 2 新春コンサート 箏と尺八のしらべ ・1/23（金）午後2時～ 明科公民館講堂 3 認知症サポーター養成講座 ・2/4（水）午前10時～ 明科公民館講義室 4 安曇野の地形と地理 ・2/10（火）午後1時30分～ 明科公民館講堂 5 あやめ杯ワンバウンドマッチ ・2/15（日）午前8時～ 明科体育館、明南小体育館 6 スマホ相談教室 基礎編第6回 ・2/17（火）午前10時～ 明科公民館講堂 7 冬の歌声ひろば ・2/20（金）午後1時30分～ 明科公民館講堂 8 明科地域学校協働本部連絡会（第2回全体会兼第6回定例会） ・2/24（火）午後3時30分～ 明科公民館講義室	

4 文化課

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京藝大・長野県連携協定事業 ・安曇野 AIR2026 参加作家募集（東京藝大）R7.12/5（金）～R8.2/6（金）	
	2 鐘の鳴る丘集会所 ・県文化振興事業団企画公演「かいころく」 滞在制作 1/19（月）～2/1（日） 公演：1/31（土）、2/1（日）安曇野市美術館	
	3 京都芸術大学連携 ・2026AKAP 冬展 1/9（金）～1/18（日）みらい	
	4 新進音楽家音楽会	・あづみのジュニアクラシックコンサート 3/14（土）みらい
	5 ミュージアム活性化事業	・学校ミュージアム 穂高東中 1/22（木） 豊科南中 1/23（金）
	6 東京藝大交流事業	・第2回楽器演奏指導 2/7（土） コンサート 2/8（日） 豊科公民館
	7 熊井啓記念館	・熊井啓ミニシアター「帝銀事件死刑囚」 2/13（金）10:00～きぼう
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行	第58号（冬号）2/28発行
指定管理施設の事業	1 田淵行男記念館 ・田淵行男賞巡回展 1/19（月）～2/6（金）明科中 ・新田樹写真展「Sakhalin/サハリン」 12/9（火）～3/29（日）	

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化振興総務	1 作品燻蒸	・安曇野市美術館 2月実施予定
	2 博物館協議会	・第3回博物館協議会 3/17(火)

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 こたつ講座 第2回 考古学者は土器をどう見ているか 1/10(土) 第3回 見る・くらべる・感じる 北アルプスの針葉樹 1/17(土) 第4回 神と仏が手をつないだ1000年～安曇野の神仏習合から～ 1/24(土) 第5回 大正の発明・ゼンマイ式自動蠅捕器を実際に活かし、語る 1/31(土)	1 こたつ講座 第6回 古厩本郷を歩いて ～豊科郷土博物館友の会の活動から～ 2/7(土)
貞享義民記念館教育普及事業	1 安曇野から考える人権展(人権共生課) 12/9(火)～12/26(金) 参加者:29人 2 企画展「中林梧竹と安曇野一筆が結ぶ明治のこころ」 1/17(土)～3/1(日)	
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 59,627点、地域資料 73,577点(12月末現在) (12月新規点数/公文書 271点、地域資料 342点)	1 古文書初級講座 1/13(火)・1/19(月)
文書館教育普及事業	1 企画展「魅せます 大庄屋山口家」 1/18(日)～3/31(火)	
市誌編さん事業	1 市誌編さん専門調査会 民俗部会 1/22(木)	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 本陣等々力家の保存活用方法について観光課と協議検討	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 映画上映会 「スープ・オペラ」 2/13(金) みらい 18:00～	
豊科図書館	1 開館15周年記念 池澤夏樹講演会 1/24(土) 13:30～15:00 きぼう パブリックビューイング みらい	
三郷図書館	1 公民館協働講座 「親子で絵本を楽しもう」 2/6(金) 10:30～11:30	
明科図書館	1 ひまわり講座② 2/7(土) 10:30～11:30	

5 子ども家庭支援課

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
各種手当に係る 八十二銀行・長野 銀行の合併対応	1 八十二銀行・長野銀行合併に伴う長野銀行利用者の口座番号等変更について、各種手当の振込は、銀行の読み替え処理(※)により対応する。 【参考】全体：約7,250件 ・八十二銀行：約4,000件 ・長野銀行：約600件 ※旧長野銀行口座への振り込みについて、銀行側で新口座に読み替えて受け入れる処理。	1 振込時の状況等を踏まえ、必要に応じて登録口座の変更も検討していく

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業 （民間委託事業）	1 R8児童クラブ入所審査 ・入所希望者1,848人、対前年度比+22%	1 指定管理者とR8受入準備 2 入所決定通知
青少年体験事業	1 信大不破先生と学ぶプログラミング体験 ・12/20、12/21、1/17全3回シリーズ 参加親子6組	1 武蔵野市との市民交流事業（来訪） ・2/7(土)～2/8(日)
青少年育成環境整備事業	1 市青少年センター街頭巡回 ・1/6(火)～1/7(水) 市内各所	

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・1月は6回実施 こあら（1歳児）穂高 1/7(水)、1/14(水) いるか（2歳児）穂高 1/9(金)、1/21(水) プレいるか（2歳児）豊科 1/16(金)、1/26(月) 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・1月は4回実施 1/8(木)、1/15(木)、1/22(木)、1/28(水) 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・1月は2回実施 1/16(金)、1/23(金) 4 ことばの相談日 ・1月は2回実施 1/6(火)、1/29(木) 5 親子で遊ぼう教室 ・1月は2回実施 1/19(月)、1/23(金)講演会 6 子育て学習会 ・1月は1回実施 市内認定こども園 1/30(金)（会場：豊科保健センター）	1 遊びの教室 ・2月は5回の実施を予定 2 発達相談日 ・2月は4回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・2月は3回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・2月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・2月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・2月は2回の実施予定

6 こども園幼稚園課

<保育幼稚園担当>

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
こども誰でも通園制度	1 こども誰でも通園制度について <ul style="list-style-type: none"> ・ 1月広報に掲載（保護者向けにガイド） ・ 2月上旬市ホームページに公開（実施園・申請受付・利用方法等） ・ 2/9（月）～利用登録受付 ・ 3/2（月）～園での面談開始 ・ 3/16（月）～利用予約受付開始 	2月の子ども子育て会議において実施園の確認を受ける 4月より実施する
園庭芝生化工事	1 令和8年度園庭芝生化工事について <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭芝生化工事実施予定園（アルプス、上川手、穂高、有明あおぞら） 債務負担行為により工事を進めていく	

報告第6号	教育部 学校教育課
令和8年1月23日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 山口隆志

タイトル	「第18回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」の受賞について
要旨	安曇野市教育委員会で推進するキャリア教育について、長野県教育委員会の推薦を受け、標記表彰を受けたので、報告するもの。
説明	<p>1 主題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称：第18回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰 ・主催：文部科学省、経済産業省 <p>2 受賞日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月19日（月） <p>3 表彰の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的としたもの。 ・本年度（令和7年度）は全国で127団体が受賞。 ・長野県では3団体（安曇野市教育委員会、上田市長和町中学校組合立依田窪南部中学校、長野県立穂高商業高等学校）が受賞。 <p style="text-align: right;">（以 上）</p>

教育委員会が中心となって地域の企業や事業所などと連携した安曇野市中学生キャリアフェスティバル

キーワード

地域連携、系統的・継続的キャリア教育、働く大人と本音トーク、職場体験学習の充実

取組概要

安曇野市にある企業、事業所がブースを出し、「仕事のやりがい」や「魅力」などについて語る。市内中学校一年生が参加し、働く大人の「生の声」を聞き、自分の将来や生き方について考える。また、大人たちと語り合うことで、郷土を見つめ、郷土の良さや特色に改めて気づくことで、参加者全員が郷土に魅力を感じて何かをしたくなるような力が生まれる事業を目指す。

基礎情報

・安曇野市教育委員会は、小学校10校、中学校7校に加え、認定こども園18園、幼稚園1園を所管し、切れ目のない連携により郷土に対する愛着や誇りを育むことを目指し、幼保小中の連携を推進している。
 ・目指す子ども像として「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる」未来を拓くたくましい安曇野の子ども」を掲げて取り組んでいる。

取組の詳細

- ・令和6年度初めての開催。参加事業所58。
- ①事業所への説明会（全2回）希望事業所への説明会（6月）決定事業所への直前説明会（9月）を実施。
- ②生徒実行委員会の運営（全3回）内容説明と顔合わせ（7月）、ポスターの作成、当日の打合せ（9月）、事後アンケートのまとめ（11月）
- ③キャリアフェスティバルの実際
 - ・市内7中学校の中学校一年生対象に午前3校、午後4校に分けて実施。合計773名参加。大型バスを使い移動時間を短縮。
- ④キャリアフェスティバル後の展開
 - ・当日参加したブースや人の情報をまとめた冊子（ジヨバハン）を発行。
 - ・各校では振り返りや感想などをレポート型新聞にまとめるなどしてキャリアパスポートを作成



成果

- ・事後アンケートでは「安曇野にある会社や事業所を知れる機会となった」と答えた生徒が95%程度、「自分の将来や働く意味を考える機会となった」と答えた生徒が95%程度と狙いの達成に迫ることができた。
- ・各中学校のキャリア教育計画に従って、2学年の職場体験学習へつなげている。以前に比べ、意識や意欲が格段に高まっている。

課題や今後に向けて

- ・令和7年度は昨年を上回る数のブースが出店を予定(63)
- ・事前学習の充実や学校での事前指導を求める声に応じて、学校とも計画的に準備している。
- ・産官学連携の事業となるため、参加企業等の声を聞くとともに、市役所内部でも商工労政課等との連携も図り、次年度もさらに充実したものになるよう推進していく。

推薦教育委員会名：（長野県教育委員会）